

府中市農業振興計画策定検討協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、府中市農業振興計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、府中市農業振興計画策定検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について意見の交換等を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の目標に関する事項
- (2) 前号の目標を達成するために必要な方策に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員 9 人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 2 人以内
- (2) 学識経験を有する者 1 人
- (3) 市内の農地で農業を営む者 1 人
- (4) マインズ農業協同組合の職員 1 人
- (5) むさし府中商工会議所の職員 1 人
- (6) 生活協同組合コープみらいの職員 1 人
- (7) 東京都農業振興事務所の職員 1 人
- (8) 東京都農業会議の事務局の職員 1 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活環境部経済観光課において処理する。
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営等について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。